

登園許可証（治癒証明書）について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことが大切です。お子さまが感染症にかかった場合は、医師の診断にしたがい、園での集団生活に適應できる健康状態に回復してから登園するようご協力をお願い致します。

「あと1日様子を見たり、大事をとる」という事が長引かせず早く治すポイントとなり、感染の拡大を防ぐポイントにもなります。

1. 医師が記入した登園許可証（治癒証明書）が必要な感染症

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症後 5 日間及び解熱後 3 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌生物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺の腫れの出現後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後、2 日を経過するまで
結核	医師が感染のおそれはないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれはないと認めるまで
流行性角結膜炎 （はやり目）	結膜炎の症状（目ヤニ、充血等）が消失後、医師が感染のおそれはないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれはないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O-157 等）	抗菌薬による治療が終わり、48 時間あけて2回連続の検便を行い、医師が感染のおそれはないと認めるまで

2. 医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症

病名	登園の目安
流行性嘔吐下痢症（ノロ・ロタ・アデノウィルス等）	嘔吐や下痢の症状が治まり、普通に食事が出来ること
ヘルパンギーナ	熱がなく、普通に食事が出来ること
溶連菌性感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
RS ウィルス感染症	重篤な呼吸器症状が消え、全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良く、医師が感染のおそれはないと認めるまで
手足口病	熱がなく、普通に食事が出来ること

3. 登園届は必要ないが、医師の診断及び治療が必要な感染症

病名	登園の目安
带状疱疹	水痘と同様
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、部位が被覆出来る程度のもの
伝染性軟属腫（水いぼ）	掻きこわし傷から滲出液が出ている時は被覆する
頭しらみ症	駆除を開始していること

※登園許可証・登園届はコピーしてお使いください。

----- 切り取り -----

登園届（保護者記入）	
東京工学院きしゃぽっぽ保育園・園長殿	
園児名	（ 組）
病名「 年 月 日 医療機関名「 」において症状も回復し、集団生活に支障ないと判断されましたので登園致します。	
保護者	年 月 日 印

※上記の「登園の目安」を参考に、かかりつけ医師の診断・指導に従い登園届の提出をお願い致します。子どもの回復状態が保育園での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園であるようご配慮下さい。

登園許可証（治癒証明書）

園名 東京工学院 きしゃぽっぽ保育園

園児名 _____（ _____ 組）

病名 _____

上記の疾病を発症した日 _____ 年 月 日

治癒・軽快した日 _____ 年 月 日

上記の疾患は、治癒・軽快し他児への感染の恐れがなく集団生活に支障のないものとする。

_____ 年 月 日

医療機関

医師名

印